

422548	中西 秀昭	422549	澤井 慶彦
422550	山根 徹也	422551	北林 貴知
422552	福島 正嗣	422553	村上 謙太
422554	岡本 香	422555	牧田 祐磨
422556	二宮 渉	422557	白石 晃一
422558	平坂 拓己	422559	山崎 頌太
422560	田中健太郎	422561	橋本 昌寛
422562	根上 誠	422563	毛利 和裕
422564	山本 隼也	422565	鈴木 健司
422566	矢萩有希夫	422567	坂本 大輔
422568	廣澤 知伯	422569	阪倉 陽子
422570	宋 翠華	422571	藤村航太郎
422572	安藤 直輝	422573	加賀谷勝臣
422574	山村 徹	422575	吉田健一郎
422576	千葉 勇人	422577	馬島 泰明
422578	神谷 康仁	422579	渡辺 裕介
422580	仲田 総一	422581	大島 正
422582	西森 大祐	422583	米田 章子
422584	水野 武雄	422585	宮下聡一郎
422586	森嶋 洋	422587	関谷 亮
422588	呉山 聖雄	422589	石川のぞみ
422590	藤本 彰	422591	吉岡 慎吾
422592	早野 智博	422593	田口 敦史
422594	大久保裕之	422595	櫻井 俊輔
422596	岩崎 真一	422597	田中 玲
422598	西山 正彦	422599	大谷 敏記
422600	木村 真教	422601	須田 幸宏
422602	安藤洋一郎	422603	坂田健太郎
422604	高橋 健	422605	川口 朋秀
422606	桑野 大吾	422607	田中 徹志
422608	金子 茂男	422609	笠井雄大朗
422610	柳元 雅之	422611	福井 剛
422612	大木 晋	422613	森田眞理子

422614	難波 正文	422615	岩田 篤季
422616	塚原 喬	422617	葛本 昇平
422618	加藤ひろ美	422619	奥仲伸一郎
422620	山本 桂史	422621	仁田 丈寛
422622	竹崎 大祐	422623	寺田 涼音
422624	馬淵 雄太	422625	八島 昭夫
422626	山根 清誉	422627	小西 喬之
422628	山本竜之介	422629	佐藤 真言
422630	深井 丈司	422631	河村 庄也

○経済産業省告示第百六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、令和四年四月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

令和四年四月二十五日

経済産業大臣 萩生田光一

登録 番号	氏 名	登録 番号	氏 名
403522	小川 長	409109	川原 佳昂

○経済産業省告示第百七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、令和四年四月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

令和四年四月二十五日

経済産業大臣 萩生田光一

登録 番号	氏 名	登録 番号	氏 名
106788	山田 正美	212546	植谷 太郎

○環境省告示第四十七号

昭和四十六年三月農林省告示第百四十六号（農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和四年四月二十五日

環境大臣 山口 壯

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	
(略)	
農薬の成分	基準値
(略)	
エチル＝4－（4－クロロ－o－トリルオキシ）ブチラート（別名MCPBエチル）	0.031mg／1
1－（4，6－ジメトキシピリミジン－2－イル）－3－（3－トリフルオロメチル－2－ピリジルスルホニル）尿素（別名フラザスルフロン）	0.034mg／1
(R S)－S－sec－ブチル＝O－エチル＝2－オキソ－1，3－チアゾリジン－3－イルホスホノチオアート（別名ホスチアゼー）	0.005mg／1

○防衛省告示第百三十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和四年四月二十五日

日時	令和四年四月二十八日（予備、同月二十九日及び同月三十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域	野島崎南方の次の(ア)から(イ)までの七地点を順次結んだ線及び(イ)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から北側で(イ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一、五七二メートル以下、(イ)と(ク)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間
(ア)	北緯三四度三五分二二秒 東経一四〇度一六分四八秒
(イ)	北緯三四度一八分二三秒 東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)	北緯三四度〇八分一八秒 東経一四〇度四六分五一秒

改正前	
(略)	
農薬の成分	基準値
(略)	
エチル＝4－（4－クロロ－o－トリルオキシ）ブチラート（別名MCPBエチル）	0.031mg／1
(新規)	
(新規)	

- 実施艦 自衛艦十隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
- (ア) 北緯三四度〇一分五九秒
東経一四〇度五七分〇一秒
 - (イ) 北緯三三度五七分〇七秒
東経一四一度〇五分一四秒
 - (ウ) 北緯三三度三四分二九秒
東経一四〇度二五分四七秒
 - (エ) 北緯三四度三二分二二秒
東経一四〇度〇七分四八秒
 - (オ) 北緯三三度四七分〇六秒
東経一四〇度二一分五〇秒
 - (カ) 北緯三四度一一分二一秒
東経一四〇度一四分〇九秒